

関係書類は保護者等宛て発送済みです。

令和4年4月1日

令和4年度入学生（新1年生）の保護者等 各位

函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係

高等学校等就学支援金に係る申請の意向確認及び申請受付について（通知）

このことについて、下記のとおり、受給申請の意向確認及び申請受付を行いますので、お知らせします。
つきましては、本手続きは、申請希望の有無を全員にご登録（意向登録）いただき、そのうえで申請を希望される方におかれては、併せて申請手続きも行っていただくものとなりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。

記

（1）手続き期限

令和4年4月15日（金）

（2）申請の意向確認

別紙1「申請の手順書」を参照し、全員が申請意向の有無を登録してください。

1) e-Shien（オンライン申請システム）にログイン →

2) 申請希望の有無を登録（意向登録）

→申請の意向「なし」で登録した方は以上で終了です。

→申請の意向「あり」で登録した方は、下記（3）により受給申請願います。

（3）受給申請方法（申請の意向「あり」で登録した方のみ）

別紙1「申請の手順書」及び別紙2「受給申請方法」を参照し、令和4年4月15日（金）までにオンラインにて受給申請願います。（生活保護受給世帯の方は紙による申請。別紙2参照）

<配付資料>

- ・ログインID通知書 **HP上は添付省略**
- ・別紙1「申請の手順書」 **HP上は添付省略**
- ・別紙2「受給申請方法」※申請の意向「あり」で登録した方のみ対象
- ・制度概要リーフレット

（本件担当）

北海道函館市戸倉町14番1号
函館工業高等専門学校
事務部学生課学生係
TEL:0138-59-6334

令和 4 年度 高等学校等就学支援金の受給申請方法

(令和 4 年 4 月入学者用)

■受給申請期限 令和 4 年 4 月 1 5 日 (金)

■受給申請方法 (申請の意向「あり」で登録した方のみ手続き願います。)

	対象者	申請方法
①	マイナンバーカードを持っている方 注) ただし、生活保護 (生活扶助) 受給世帯の方は③による手続き。	オンライン申請 ※別紙「申請の手順書」を参照願います。 ※紙による提出物はありません。
②	マイナンバーカードを持っていない方 注) ただし、生活保護 (生活扶助) 受給世帯の方は③による手続き。	オンライン申請 ※別紙「申請の手順書」を参照願います。 ※紙による提出物はありません。
③	上記①②に関わらず、生活保護 (生活扶助) 受給世帯の方 注) 申請書を郵送しますので、下記担当あて電話連絡をお願いします。 事務部学生課学生係 0138-59-6334	紙による申請 (下記 2 点を提出) ※オンラインによる受給申請は必要ありません。 1) 申請書 (様式第 1 号 (その 2)) 2) 生活保護受給証明書 ※ 1 年前の令和 3 年 1 月 1 日現在の受給を証明する公的書類 (お住まいの市町村担当窓口にて発行を依頼) <書類提出先> 〒042-8501 北海道函館市戸倉町 1 4 番 1 号 函館工業高等専門学校学生課学生係宛て (就学支援金書類在中)

大切な
お知らせ

高校生の学びを支えます。

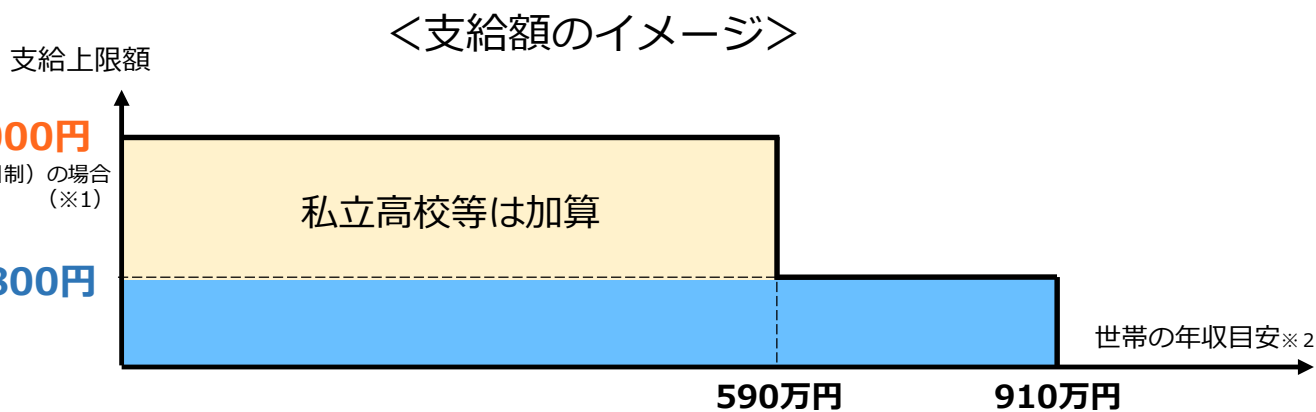
高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。



判定基準 (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円

国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索





お申込みについて

(新入生の皆さん)

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

(在校生の皆さん)

収入状況の届出が必要となる7月頃までに学校から案内があります。

※原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)



対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】

市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** ➡ **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)
< **30万4,200円** ➡ **支給額：11万8,800円**

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。



お問合せについて

学校またはお住まいの都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



高等学校等就学支援金制度

重要なお知らせ

(必ず、保護者の方に
渡してください)

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

- 保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方（年収目安約910万円以上の方）

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額 × 6% - (市町村民税の)調整控除の額

- 高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
- 高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生の方）】

- 利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続きを行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

【収入状況の届出（在校生の方）】

- 毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
※過去にマイナンバーを提出した場合など、手続きが一部不要になる場合があります。詳細は学校からの案内に従ってください。
- 都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

3. 支給額

(1) 公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
（国公立高校は授業料負担が実質0円になります。）

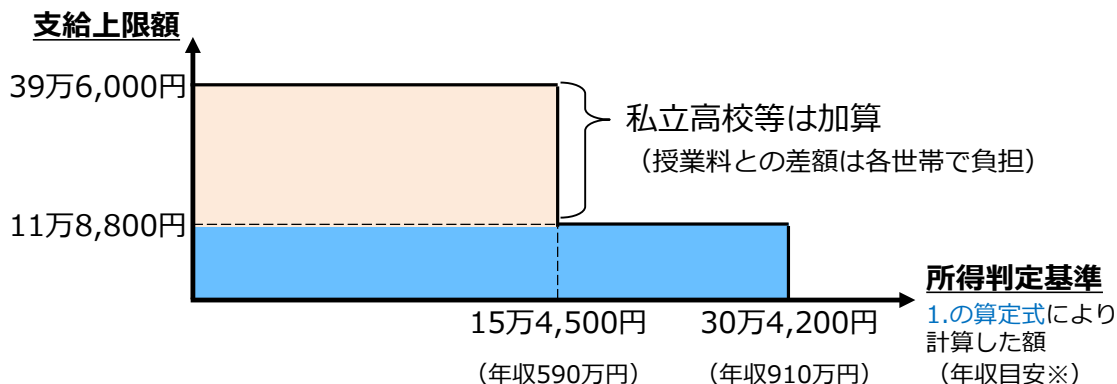
(2) 私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります（右図参照）。

※所得の判定基準は、**1.の算定式**により計算した額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額



具体的な手続などは裏面をご覧ください →

4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員
必要です！

入学時等に学校から案内があるので、申請を行ってください。
申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

(1) マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

(2) マイナンバーカードを持っていない場合

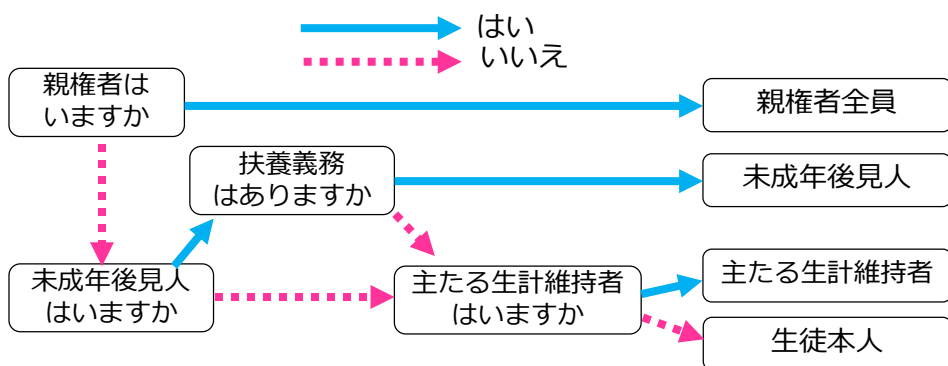
都道府県で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

※都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、**刑罰に処**されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、**親権者全員分**（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは下図のとおり）。

誰の収入状況の登録が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

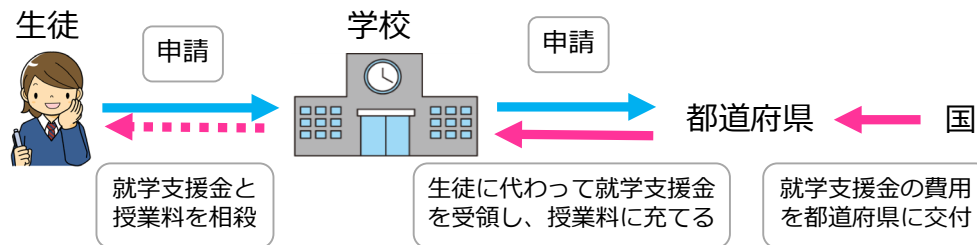
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

等

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県、学校法人等）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



6. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**』（返済不要）や、都道府県独自の経済的支援があります。

※高校生等奨学給付金を受給するには、保護者が**お住まいの都道府県へ申請**する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせください。

各都道府県のお問合せ先は、以下の「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」をご覧ください。

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省ホームページ：

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高校生等への修学支援 検索



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN